法科大学院評価基準の改定について（平成30年度実施分以後）

> ※　平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、現行の解釈指針６－１－４－１及び６－１－４－２を適用するとともに、改定案の解釈指針６－１－４－１を適用します。
> P.3　現行の解釈指針６－１－４－２の改定理由欄を参照してください。

（下線の部分は改定部分）

改定案	現行	改定理由
第６章　入学者選抜等	（同左）	
６－１　入学者受入	（同左）	
６－１－４：重点基準 　入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。	（同左）	専門職大学院設置基準第20条の改正に及ぶものではないため、基準６－１－４は改定しない。
解釈指針６－１－４－１ 　入<u>学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。</u>	解釈指針６－１－４－１ 　入学者選抜に当たっては、<u>適性試験を用いて、</u>法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	適性試験の成績を用いることが任意化されたことに伴い、入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施する必要があることを解釈指針に明示した。 　また、適性試験の成績を用いることが任意化された後も、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、各法科大学院において適確かつ客観的に評価されていることが必要であることに変わりはないため、引き続き解釈指針に明示している。

改定案	現行	改定理由
		なお、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を合否判定に当たってどのように考慮することとしているかについては、それぞれの能力をどのように評価しているか選考方法ごとに個別具体的に示す必要はなく、それぞれの能力を入学者選抜の過程でどのように評価し、合否判定に活用しているかを概括的に示すことで足りる旨を以下のとおり、Ｑ＆Ａに明示する。 **Ｑ　解釈指針６－１－４－１において、「法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。」とあるが、それぞれの能力をどのように評価しているか選考方法ごとに個別具体的に示す必要があるのか。** Ａ　それぞれの能力について対応する選考方法を個別具体的に示す必要はなく、それぞれの能力を入学者選抜の過程でどのように評価し、合否判定に活用しているかを概括的に示すことで足ります。

改定案	現行	改定理由
（削除）	解釈指針６－１－４－２ 　入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 （１）適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。 　その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から１５％を基本とする。 （２）入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。	適性試験の成績の利用が任意化されたことに伴い、必ずしもすべての法科大学院が適性試験の成績を用いるとは限らないことから、選考方法における考慮要素の一つである適性試験の成績を利用するときのみ最低基準点の設定及び受験者への周知を義務付けることは妥当ではなく、当該解釈指針を削除するものである。 　もっとも、適性を欠く者の入学を認めることが適切ではないことはいうまでもないことであり、この点が基準６－１－４の評価対象であることに変わりはない。 　なお、平成30年度に実施する法科大学院認証評価においては、評価実施年度（平成30年度）の４月に入学した者は適性試験の成績を用いることが義務化されていた者であることから、平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、現行の解釈指針６－１－４－１及び６－１－４－２を適用することとする。 　ただし、平成30年度に実施する入学者選抜（平成31年４月入学者対象）においては、適性試験の成績を用いることが任意とされていることから、平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においても、改定案の解釈指針６－１－４－１を適用するものとする。

改定案	現行	改定理由
解釈指針６－１－４－2 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。	解釈指針６－１－４－3 （同左）	現行の解釈指針６－１－４－２を削除したことに伴い、解釈指針番号を繰り上げた。
解釈指針６－１－４－3 法学既修者の入試科目及び出題範囲は､原則として､法学未修者コース１年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。 法学既修者の入学試験において、学部３年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。	解釈指針６－１－４－4 （同左）	現行の解釈指針６－１－４－２を削除したことに伴い、解釈指針番号を繰り上げた。

改定案	現行	改定理由
第１１章　自己点検及び評価等	（同左）	
１１－２　情報の公表	（同左）	
１１－２－１ **法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。**	（同左）	基準１１－２－１は改定しない。
解釈指針１１－２－１－１ 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 （１）設置者に関すること （２）教育の理念及び目標に関すること （３）教育上の基本組織に関すること （４）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること （５）入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること （６）収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること （７）法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	解釈指針１１－２－１－１ 法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。 （１）設置者に関すること （２）教育の理念及び目標に関すること （３）教育上の基本組織に関すること （４）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること （５）入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること （６）収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること （７）法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	適性試験の成績を用いることが任意化されたことから、公表事項に含まれていた適性試験の利用方法を削除した。

改定案	現行	改定理由
（８）学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること （９）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること （10）授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること （11）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること （12）修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること	（８）学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること （９）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること （10）授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること （11）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること （12）修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること	

※　平成３０年度以降に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。